

佐久保健所管内の飲食店でノロウイルスによる 食中毒が発生しました

本日、佐久保健所は佐久市内の飲食店「レストラン マルシェ」を食中毒の原因施設と断定し、当該施設に対し令和7年 10 月 25 日から令和7年 10 月 27 日まで、3日間の営業停止を命じました。

患者は、令和7年 10 月 17 日から 19 日までに当該施設で調理、提供された食事を喫食した5グループ 18 名中の5グループ 14 名で、行政検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

【事件の探知】

令和7年 10 月 20 日午前8時 30 分ごろ、住民から「佐久市内の飲食店で提供された食事を5名で食べたところ、うち4名が胃腸炎症状を呈した。」旨の連絡が佐久保健所がありました。

【佐久保健所による調査結果概要】

- 当該施設で 10 月 17 日から 19 日までに調理、提供された食事を喫食した 5 グループ 18 名中の 5 グループ 14 名で、18 日午後 10 時頃から、下痢、嘔吐、倦怠感などの症状を呈しました。
- 患者は、当該施設で調理、提供された食事を共通して喫食していました。
- 長野県環境保全研究所が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。
- 患者の発症状況は、ノロウイルスによる食中毒の症状と一致していました。
- 患者を診察した医師から、食中毒の届出がありました。
- これらのことから、佐久保健所は当該施設で調理、提供された食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	佐久保健所	
患者関係	発 症 日 時	10 月 18 日 午後 10 時頃から
	患 者 症 状	下痢、嘔吐、倦怠感 など
	患 者 所 在 地	佐久市、千葉県、南佐久郡
	患 者 数 及 び 喫 食 者 数	患者数／喫食者数：14 名／18 名 (患者内訳) 男性：6 名 (年齢：10 歳代～70 歳代以上) 女性：8 名 (年齢：10 歳未満～70 歳代以上)
	入 院 患 者 数	なし
	医療機関受診者数	5 名 (受診医療機関数：4 か所)
原因食品	10 月 17 日から 19 日までに当該施設で調理、提供された食事	
病因物質	ノロウイルス G II	
原因施設	施 設 名	レストラン マルシェ
	施設所在地	佐久市野沢 261-3
	営業者氏名	ワンダフルライフ WONDERFUL LIFE 合同会社 代表社員 佐藤 弘樹
	営業許可業種	飲食店営業
措置	食品衛生法に基づく営業の停止 令和7年 10 月 25 日から令和7年 10 月 27 日まで3日間 (この施設は 10 月 20 日から営業を自粛しています。)	

検査結果	ノロウイルスGⅡ	患者便：8検体中8検体から検出 調理従事者便：5検体中3検体から検出
------	----------	---------------------------------------

[参 考]

患者へ提供されたメニュー	信州サーモンのムース、スモークチキン、牛肉の煮込み、ズッキーニのスープ、サーロインステーキ、ご飯、レアチーズケーキ など
--------------	--

[参 考] 長野県内（中核市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

令和7年度 （うち 中核市）	9件 （2件）	142名 （6名）
令和6年度 （うち 中核市）	26件 （6件）	523名 （142名）

～～ ノロウイルスによる食中毒とは ～～

[特 徴]

ノロウイルスによる食中毒は、主に①ノロウイルスに感染したヒトを介してウイルスに汚染された食品や、②ノロウイルスが蓄積した二枚貝を「生」や「加熱不足」で食べることによって起こります。

また、このウイルスの感染力は非常に強く、食品を介さなくてもヒトからヒトへ容易に感染します。

[症 状]

1～2日の潜伏期間を経た後、下痢、嘔吐、吐き気、発熱などを起こします。かぜとよく似た症状がみられる場合もあります。通常は発症してから1～2日で症状は治まりますが、小さなお子さんやお年寄りには脱水症状を起こす可能性がありますので、おかしいと思ったら早めに医療機関を受診してください。

[予防方法]

外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、**石けんで手を十分に洗いましょう。**

トイレに入る際は、衣服を汚さないように上着を脱ぐか、袖口をまくりましょう。

加熱して調理する**料理は、中心部まで十分に加熱しましょう。**

まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、**熱湯や塩素系漂白剤で殺菌して使いましょう。**

下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理に従事しないようにしましょう。

患者の嘔吐物などを処理する時は、マスクを着用し、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。

発症者の便には多量のウイルスが含まれますが、症状が治まった後もしばらくの間はウイルスが排出されますので注意しましょう。

(問合せ先)

佐久保健所 食品・生活衛生課 食品衛生係
(担当)高井、橋詰、寺村、宮入、志摩
電話:0267-63-3297(直通)
0267-63-3111(代表)(内線 510)
FAX:0267-63-3221
E-mail sakuhoh-shokusei@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係
(担当)福井、松本、塚田
電話:026-235-7155(直通)
026-232-0111(代表)(内線 2661)
FAX:026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp